

質問No	大項目（選択）	中項目（記載）	自由意見・質問	回答
1	（別紙1）1. 補助金および委託料		送迎保育ステーション事業、小規模保育事業、乳児等通園支援事業それぞれ、工費はどの程度を見込んでいますか。現状の見込みで構いません。	工費は、改修する物件により大きく変動する可能性があるため、示すことは難しいと考えています。市から事業者に対して支払う補助金、委託料の上限額を示しておりますので、参考にしてください。
2	1. 事業概要		場所は法人自らが探すのでしょうか。	お見込みの通りです。
3	2. 事業実施のイメージ等		送迎保育ステーションを利用される保護者のことを考えると、開園時間は短くても7：00～20：00は必要のように思いますが、そのような認識でお間違いないでしょうか。	朝2時間以上、夕方3時間以上が募集の条件と考えております。具体的な開所時間は事業者の提案によることを考えています。
4			公募には、株式会社は可能ですか。	株式会社も可能です。ただし、愛知県内で、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかを通算で3年以上運営していることを公募の条件とする予定です。
5		質問	関東園の既の実施をしている法人・自治体の視察には行われましたか。運営や実績等、情報や結果をご共有いただけますでしょうか。	視察はしておりません。
6		質問	関東園で保育所等を新設する場合、廃園することも見込んで工費を用いるとうかがいました。資料でもご共有いただきましたが本市でも未就学児の人口は減っていく見通しかと存じます。今回のまちなか保育施設新規設置においても同様の考え方でしょうか。	まちなかエリアでの新たなマンション建設により一定の保育需要は続くと思込んでおり、現状では限定的な施設としては考えておりません。
7		質問	今回のまちなか保育施設新規設置は、まちづくり・都市計画等に基づく計画と捉えてよろしいでしょうか。具体的な都市計画も勉強させていただけたらと思いますので、今回の新規設置にからめご教授いただけますでしょうか。	既存の計画には位置付けられてはおりません。
8	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	設置区域の要件緩和および柔軟な送迎オペレーションの許容について	【意見・要望】 現在の設置区域の想定である「豊橋駅在来線改札口を起点に半径約300m以内」もしくは「徒歩約5分圏内」について、区域の拡大を要望します。また、駅から離れた立地となる場合、朝の送迎時のみ、安全を十分に確保した上で「駅周辺の指定場所で児童を引き取る」オペレーションを可としていただけるか伺いたいです。 【理由・背景】 当該エリア内で、3事業を実施するための十分な保育室面積（専用室および兼用室）と、送迎バス（最大2台）の駐車場・安全な乗降スペースを同時に確保できる事業用物件は、極めて限定的であり確保が困難です。設置区域を拡大して物件確保の現実性を高めつつ、保護者の利便性（駅でのドロップオフ需要）を損なわないよう、朝のみ駅周辺での安全な引き渡しスキーム（駅前の一時乗降スペース等の活用）を併用することが、事業成立の現実的な解であると考えます。	送迎保育ステーションの保護者の送迎場所、および通園する保育園の送迎のためのバス乗降場所については、設置区域内であれば、安全を十分に確保した上で、小規模保育事業等を行う建物とは別の場所でも問題ありません。

質問No	大項目（選択）	中項目（記載）	自由意見・質問	回答
9	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	施設の一体整備要件の緩和（2拠点化の可否）について	【意見・要望】 本事業は「3事業を同一施設で同じ事業者が実施する」とされていますが、例えば「小規模保育事業」と「乳児等通園支援事業・送迎保育ステーション」の場所を分け、近隣の2拠点で一体的に運営することは可能でしょうか。 【理由・背景】 先述の通り、全事業の基準を満たす大型物件を駅前で確保することは困難ですが、事業ごとに適正規模の物件に分割（例えば、小規模保育はビルテナント、送迎機能は路面店など）できれば、既存の空き物件を活用できる可能性が大幅に広がります。同一法人によるドミナント的な2拠点運営であれば、人員の融通や管理監督も十分に機能すると考えます。	現在公開している募集案では、不可としています。
10	（別紙1）2. 各事業の設備運営基準	送迎ステーションの職員配置（兼務）およびバス運転手の外部委託について	【意見・要望】 送迎車両1台につき求められる「運転手1人、添乗者2人」の配置に関し、以下の2点を確認・要望いたします。① 添乗する職員等について、運営法人の内部職員（他施設の職員や本部スタッフ等）が兼務によって配置基準を満たすことは可能でしょうか。② バス運転手の確保について、自社雇用ではなく、外部の送迎専門業者等への業務委託（外部委託）を行うことは可能でしょうか。 【理由・背景】 送迎ステーションの開所時間は「朝2時間以上、夕方3時間以上」と細切れであり、この時間帯のみを対象とした有資格者およびプロの運転手の新規採用は、現在の労働市場において非常に困難です。安定した安全運行と継続的な人員確保を実現するためには、法人の既存リソース（兼務）の最大限の活用や、専門業者への運転手業務のアウトソーシングなど、柔軟な労務・運営体制が不可欠です。	①送迎保育ステーションの配置基準としては問題ありません。ただし、他施設における保育所等の運営や配置基準に支障の内容にご注意ください。 ②可能です。外部委託も国の補助金の対象となります。なお、外部委託の受託者による送迎においても、子どもの安全に関する管理体制を整備するようにお願いします。
11	（別紙1）1. 補助金および委託料		上記の原材料費高騰とも関連しますが、駅前既存ビルでの「こども誰でも通園制度」の併設には、専用の仕切り部屋（5名程度用）の整備や間仕切り変更など、柔軟な設計変更が必要となります。ビルイン型特有の構造変更工事費（スラブ配管等）や、貸主指定業者による防災B工事費（スプリンクラー、誘導灯、煙探知機等の移設・増設）が、現行の補助制度において「対象経費」として満額（制限なく）認められるか、予め市のご見解をお示しください。	内装改修費については、国の補助制度（保育対策総合支援事業費補助金）をもとに補助を行う予定であり、国の制度に基づいて補助金を算定します。国の制度上は、小規模保育事業の運営に必要な工事であれば、事例として記載していただいているスラブ配管等や防災B工事費が直ちに補助の対象外となる旨の記載は見当たらないため、補助の対象になると考えております。ただし、資料に記載のとおり、補助対象経費には上限額が設定されていること、国の制度上、細かい部分で補助対象外となる経費がある可能性があることから、工事費にかかったすべてが補助対象となる確約は、現時点ではできません。具体的な設計や工事内容等が分かれば、事前に国に確認をいたします。